

委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 福島県会津保健福祉事務所庁舎清掃業務委託
- 2 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金 金 円

上記の委託業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の履行)

- 第1条 乙は甲の指定する係員の指揮監督のもとに別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより、委託業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていない事項については、甲と乙が協議して定める。

(乙の善管注意義務)

- 第2条 乙は、善良な管理者として注意をもって業務の遂行に当たらなければならない。

(業務遂行上の責務)

- 第3条 乙は、業務を遂行するに当たって、次に掲げる責務を有するものとする。
- 一 業務計画を作成し、庁舎の運営に最も適した方法により業務を行うこと。
 - 二 業務を遂行するために常駐させる従業員の氏名をあらかじめ甲に通知すること。
 - 三 業務に従事する者の服装は、甲の承認を得たものとし、常に清潔なものを着用させること。
 - 四 業務に従事させる者には身分証明書を携帯させ規律の保持に努めさせること。
 - 五 庁舎内で発見した拾得物は、ただちに甲に届けること。
 - 六 庁舎内で火災その他異常を発見した場合は、あらかじめ甲から指示されている方法により臨機の措置をとるほか、連絡通報等を行うこと。

(便宜供与)

- 第4条 甲は業務を円滑に遂行するため、乙が派遣する従業員のための休憩室及び資材置き場等を供与するものとする。

(器材等の負担)

- 第5条 庁舎清掃業務に必要な器材(薬品、消耗品等)は、乙の負担とする。

(交代要求)

- 第6条 甲は、乙の派遣する従業員について公平な判断のもとに適性を欠くと認められる場合には、乙に対し従業員の交代を要求することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約に基づく業務を第三者に委託し又は請負させてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることについて、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、業務内容を変更し又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定める。

(乙の義務)

第10条 この契約の履行に当たり、乙がその責めに帰する事由により甲又は第三者に対し損害を与えたときの賠償は全て乙が負担するものとする。

2 乙は、この契約の履行により知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。

(従業員の危険負担)

第11条 甲は、この契約により派遣される乙の従業員の業務上の疾病について、甲に重大な過失のない限り、その責めを負わないものとする。

(履行の確認)

第12条 乙は、毎月ごとの業務内容を乙の社内様式による業務報告書により甲に報告するものとする。

(委託料の支払い)

第13条 委託料は、第12条による報告の後、頭書の金額を乙の請求に基づき、次の区分により支払うものとする。

1ヶ月 円(毎月) 総額 円

2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、その責に帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで、2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(履行期限の延期及び遅延利息)

第14条 乙は、契約締結後に生じた事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責めに帰することができない場合を除き、乙は、遅延利息を納付しなければならない。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した金額とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

- 二 乙が契約内容の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 五 前4号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第8条の規定に基づく履行期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第18条 乙は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住 所 福島県会津若松市城東町 5 番 1 2 号
氏 名 福島県
福島県会津保健福祉事務所長 笹原 賢司

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。